

第26回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時：2008年9月25日（木）14時00分～15時25分
2. 場所：財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室
3. 出席者：永田委員長、鬼沢委員、小島委員、酒井委員、辰巳委員、細田委員、米澤委員 以上7名出席
その他（財）自動車リサイクル促進センター事務局、再資源化支援部、情報管理部、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題：①平成20年度第1四半期（4～6月）決算報告について
②平成20年度第1四半期の運用の評価について
③資金管理業務規程の変更について

（1）議題①について

平成20年度第1四半期の決算報告について、資料3-1から資料3-7を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。
委員からは次のような質問・意見があった。

<主な質疑・意見> （注）○は委員、●は事務局

- 新車時預託は少ないが、引取時預託は意外と多い。何が起きているのか気をつけて欲しい。
- わかる範囲で分析すると、車検を受けずに一時抹消されていた自動車思った以上に多く、潜在的にはまだ引取時預託がありそうである。また、金属市況がよかったので、中古車としてではなく、鉄スクラップとして販売された可能性もある。
- 本件は合同審議会が必要に応じて調査することになっているので、そちらで取り上げてもらう。
- 監査手続きが変更になったが、金融商品取引法で決まっているレビュー基準のとおりやっている。公益法人に適用されるものではないが、同じようにやっているので問題はない。
- 資料3-2をみると、輸出返還台数は前年同期と比較して倍増している。ほぼ本年度予算想定どおりとのことであり、昨年度第1四半期は特殊要因があったのか。
- 昨年度は返還台数が右肩上がりで急増していたが、今年度はほぼ横ばいになると想定して予算を策定している。

- 前年度比較と予算比較の2つの視点があるので次回以降はコメントを工夫して欲しい。
- 次回から工夫する。

(2) 議題②について

平成20年度第1四半期の再資源化預託金等の運用評価について、資料4-1、4-2を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。
委員からは次のような意見があった。

<主な質疑・意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 現行のような細かい債券種別構成比目標に合わせる必要はあるのか。
- 債券市場の種別構成比に合わせるといのはよくある運用方法である。運用開始当初はこれでよかったが、これからは問題が出てくるようなので、当初の目標にこだわる必要はなく、弾力的にやってもいいのではないか。しかし、できれば分散投資はした方がよい。
- 10年債を購入しなければならない理由は何か。例えば5年債を購入し、満期時にはまた5年債を購入するというやり方はまずいのか。
- 当初は自動車の平均使用年数が10年くらいと言われていたので10年ラダー型にしている。利回りは10年物より5年物の方が低くなる。
- 従来の決まりにとらわれず、ある程度自由度のある幅の広い運用でもいいのではないか。
- 10年ラダー型で運用しているが、5年物を購入すると、ラダー型をどのように組むのかという課題が残る。

- 収入が想定よりも少なくて10年ラダー型にならない時はどうなるのか。
- 保有債券を売って10年ラダー型を作るといふことはしない。

- 資金管理料金特別会計で普通預金においてあるお金の運用はどうなったか。
- 第2四半期から運用を開始しており、次回報告する。

(3) 議題③について

資金管理業務規程の変更について、資料5-1、5-2を使用して事務局から説明。案のとおり了承された。
委員からは次のような意見があった。

<主な質疑・意見> (注) ○は委員、●は事務局

- 無格付け債券は売却し、依頼格付けのあるものを購入するとなった場合、市場にある地方債の購入で対応可能か。
- 運用の基本方針の規定（分散投資の観点から1発行体の債券保有総額は原則として同一種別債券保有総額の10%以下であること等）に抵触する可能性が十分あるため、詳細検討が必要となる。

- 保有地方債の信用リスクの問題と保有地方債の売却・保有について我々の説明責任をどう果たすのかという問題がある。
- 新たに無格付けの地方債は買わない。保有地方債については、信用リスクを注視しながら、持ち続けるか売るかを判断する。自治体の信用が急速に悪くなることがなければ、持ち続けて、財政状況を注視していく。

- 格付けに替わる自治体信用力評価指標等の見通しはどうか。
- まだ分からない。

- 格付けに替わる基準が出れば、それを運用の基本方針に入れたい。基準がないままに無格付け地方債を長期保有するのは難しい。
- 平成20年末の勝手格付けを基準としていつまで保有し続けるのか。平成20年度はそれでいいとしても、平成21年度以降は十分に信頼し得る明確な基準を作る必要がある。

以上